

「計画の推進に向けて」について

地域福祉保健計画からの引用

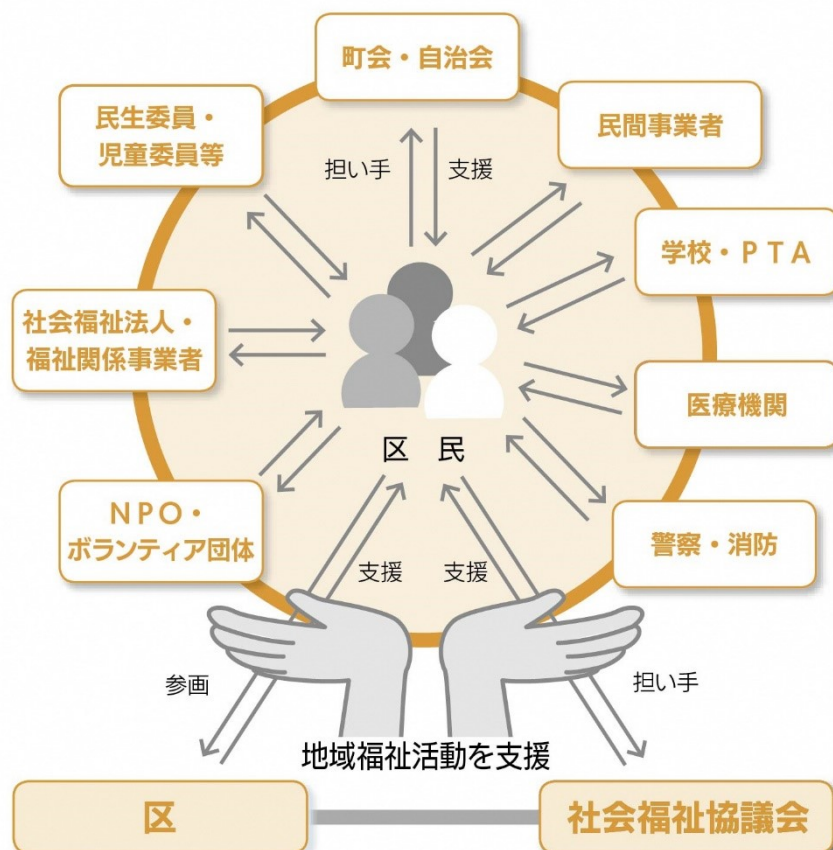
1 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



- ・高齢者あんしん相談センター
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・児童発達支援センター
- ・保健所
- ・教育センター

- ・権利擁護センター(あんしんサポート文京)
- ・ボランティア支援センター
- ・ファミコム(地域連携ステーション)
- ・ファミリー・サポート・センター

等

## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 4 地域の皆さんの交流の場づくり（ふれあいいいきサロン）
- 5 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティア支援センター）
- 6 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 7 福祉サービス利用援助事業
- 8 成年後見制度利用支援
- 9 災害ボランティア体制の整備
- 10 高齢者等への日常生活支援（いきいきサービス）
- 11 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

## 2 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

# 地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる  
2040年問題も見据え、  
地域の再構築を進めていく



各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

最終目標

令和6年度～令和8年度

現状

文京区における地域包括ケアシステムの  
更なる進化・発展のために  
重層的支援体制整備事業を活用

## 重層的支援体制整備事業

### 相談支援

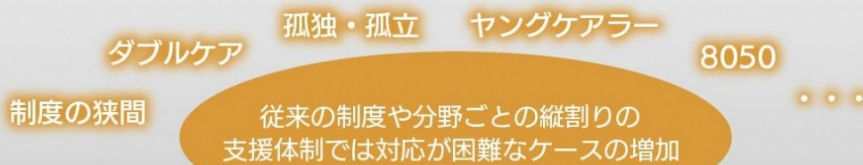
属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

### 参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

### 地域づくりに向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする



区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み



## 文京区における地域包括ケアシステム



## 重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない 相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	→ 包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	→ 多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	→ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	→ 参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	
地域づくりに 向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	→ 地域づくり事業

### ● 実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

### ● 実施の効果

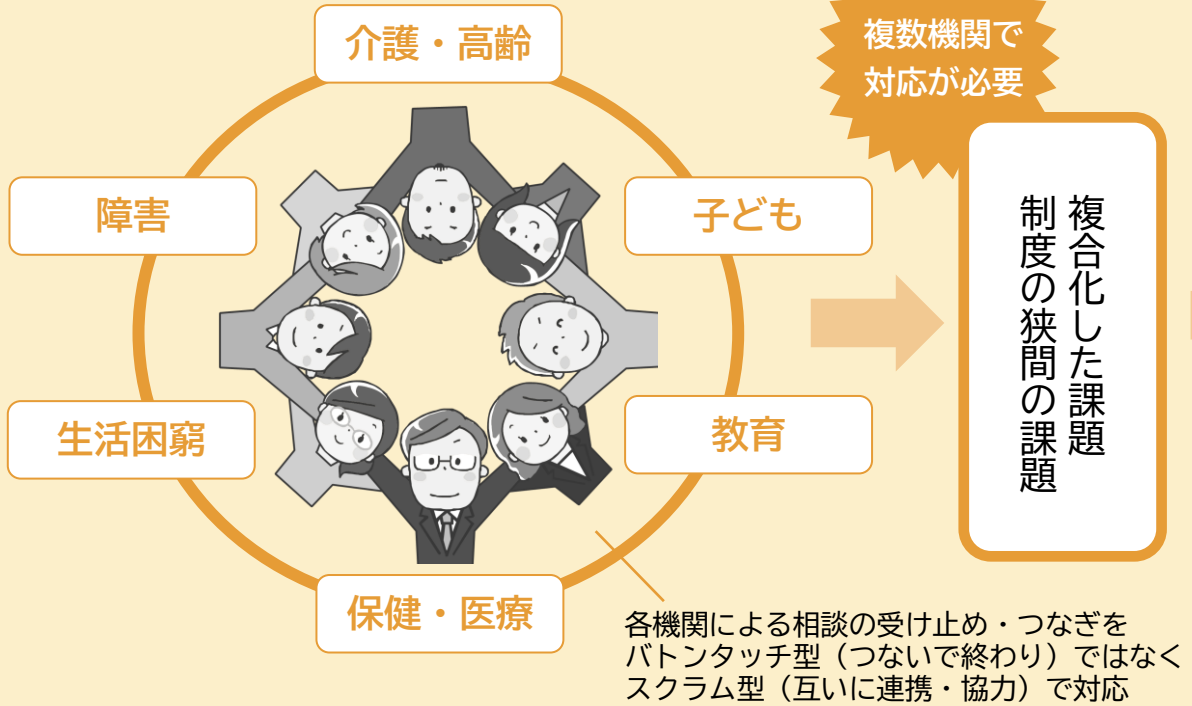
高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティーネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

# 文京区重層的支援体制整備事業

※令和7年度より本格実施予定

## I. 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した  
属性を問わない相談の受け止め



## V. 地域づくり事業

住民同士が支え合い、緩やかなつながりによる  
セーフティネットの充実

### 既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点  
等

### 新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や  
居場所の整備

### 個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続する  
ためのサポート

I～Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、  
地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】  
制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を  
超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生  
きがいを持って暮らしていくことのできる社会

## II. 多機関協働事業

複合課題等に対応するため、  
分野間の協働をコーディネート

### 支援会議

- 関係機関等による  
情報共有 (※1)
- 支援方針の決定

#### 【構成員】(※2)

区関係機関、社会福祉協議会のほ  
か、民間事業者、医療機関、地域  
団体、地域住民等、当事者に関わ  
る機関・関係者で構成

※1 社会福祉法第 106 条の 6 の規定に基づき、構成員  
に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関係  
機関による情報共有が可能

※2 事案ごとに関係する機関等で構成

プラン  
本人同意

### 重層的支援会議

- 支援プランの作成
- プランの進捗管理

#### 【構成員】(※2)

区関係機関、社会福祉協議会等、  
支援プランに関わる機関で構成



本人との  
関係構築

参加支援が  
必要な場合

## III. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、  
必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

## IV. 参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援  
(社会資源とのマッチング)
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

### 3 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行ってまいります。

今後、以下の内容についても掲載する予定です。

- ・前計画（令和2年度～令和6年度）の進捗状況
- ・本区の子育て支援体系図
- ・（仮称）子どもの権利擁護に関する条例の取組状況 等